

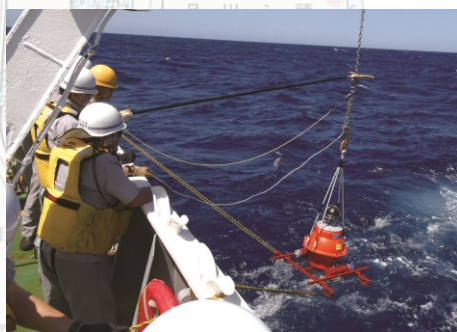
東京都
TOKYO
港
Minato

海上保安庁 海洋情報部

夏季インターンシップ2026

ガイド

海を深く知る、ひと夏。



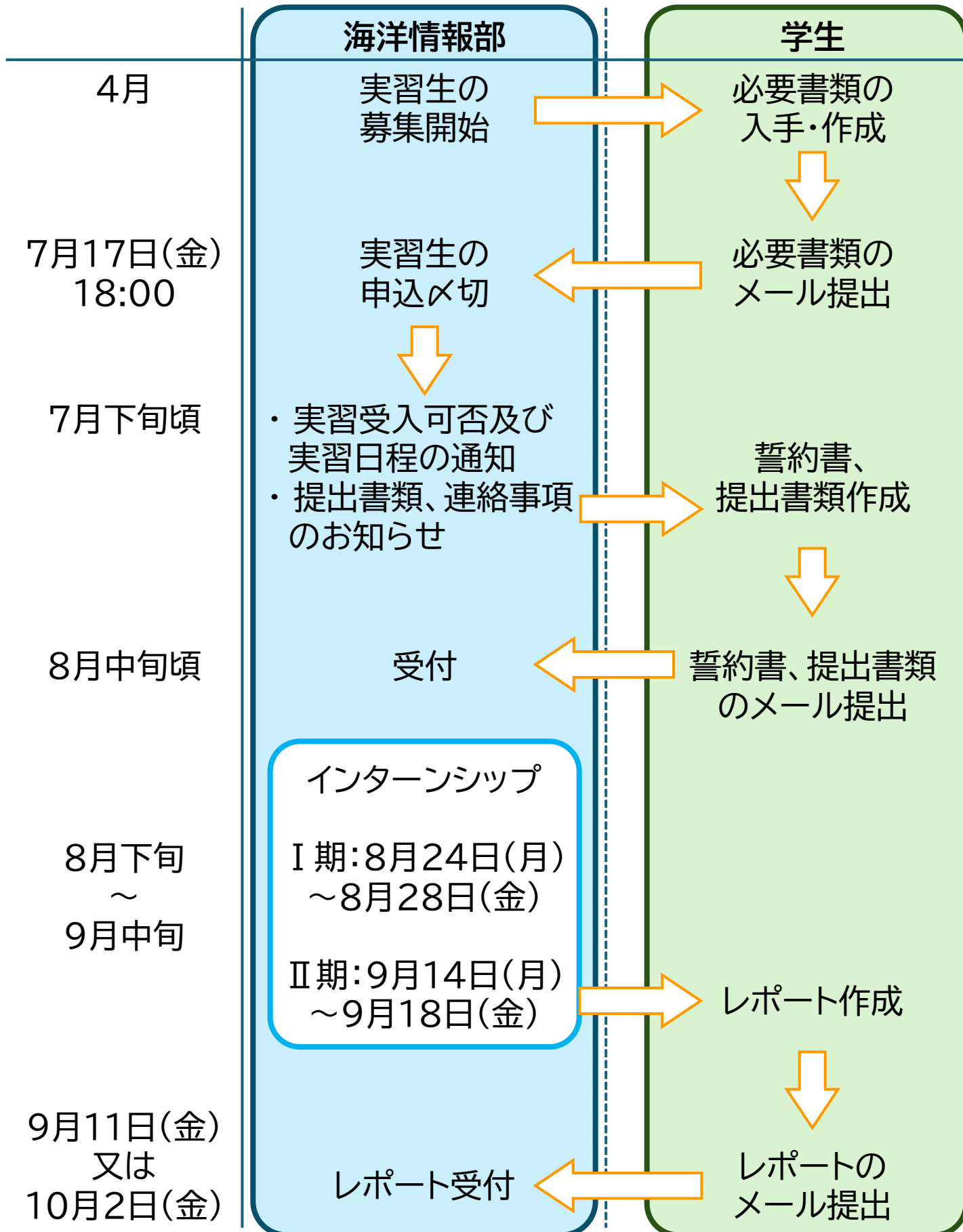
目 次

1. インターンシップ開始までのフロー	2
2. 全体スケジュール	3
3. インターンシップでの実施内容	4
4. 実施要領	6
5. 申込書	9
6. 誓約書	10
7. ポスター	12

海洋情報部パンフレットはこちら→
([https://www1.kaiho.mlit.go.jp/saiyo/ka
iyo_recruit.pdf](https://www1.kaiho.mlit.go.jp/saiyo/ka
iyo_recruit.pdf))



インターンシップ開始までのフロー



インターンシップ期間中のスケジュール

1. スケジュール

日程	午前	午後
1日目	ガイダンス・業務説明	測量データ解析
2日目	測量データ解析	測量データ解析
3日目	測量データ解析	海図の編集
4日目	海図の編集	海図の編集
5日目	海図の編集	成果発表会 若手職員との懇談会

※ 進捗状況により、内容が前後する場合があります。
※ 業務都合により、インターンシップ内容が変更になる可能性があります。

2. 実施場所

中央合同庁舎第4号館 海上保安庁海洋情報部
(東京都千代田区霞が関3-1-1)



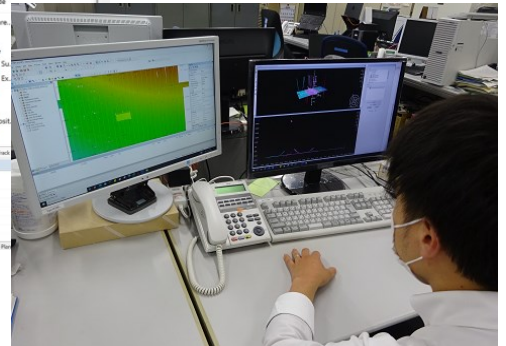
東京メトロ
丸の内線・千代田線・日比谷線
「霞ヶ関」駅下車徒歩5分
銀座線「虎ノ門」駅下車徒歩5分



1. 測量データ解析



「マルチビーム音響測深機」を使用して取得した水深データに補正を行い、グリッド水深データを作成します。また、魚礁や沈没船などの海底異常物のリストも作成します。



データ解析の様子

実施内容等がわかるよう、報告書を作成します。また、海図編集者に役立つように報告書に書かれた内容を図にした説明図を作成します。

報告書等を説明する様子

インターンシップでの実施内容

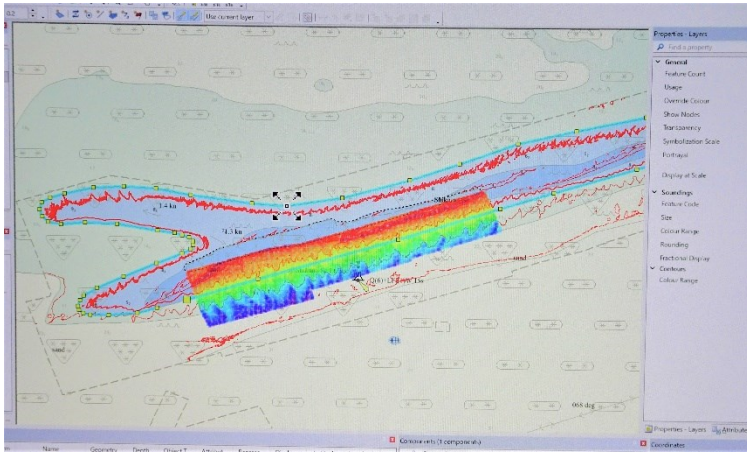
2. 海図の編集

(https://www1.kaiho.mlit.go.jp/chart/kaizu/about_kaizu.htm)



③ 海図データの編集

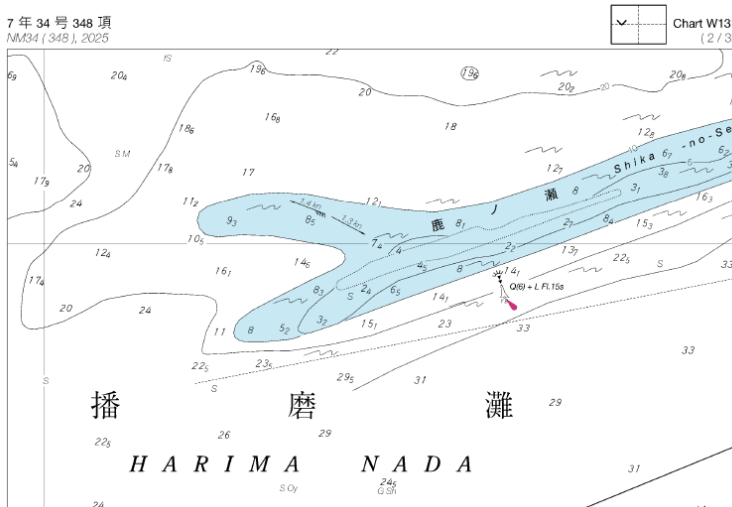
測量データを元に、海図データを編集します。膨大な水深データから海図に記載する水深を選択したり、等深線、魚礁や沈没船などの異常物を編集したりします。



編集画面

④ 紙海図（補正図）と説明資料作成

編集した海図データを使用して、紙海図を最新維持するために貼る補正図を作成します。また、海図編集結果の説明資料を作成します。



補正図



説明資料

海上保安庁海洋情報部夏季インターンシップ 2026
実習生実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、高等専門学校（大学院を含む。以下「教育機関」という。）の学生を対象として、海上保安庁海洋情報部において行う就業体験実習（以下「実習」といい、実習を行う学生を「実習生」という。）について、受入場所、期間、サービスその他必要な事項等を定めるものである。

(実習の目的)

第2 本実習は、教育機関の学生に対し海上保安庁海洋情報部において実務の体験機会を提供することにより、学生の学習意欲を喚起し、高い職業意識を育成するとともに、海洋情報業務に対する理解を深めてもらうことを目的とする。

(実習の受入場所)

第3 実習の受入場所は、海上保安庁海洋情報部（東京都千代田区霞が関）とする。

(実習の期間)

第4 実習の期間は、以下の日程から、応募状況等を総合的に勘案した上で、海上保安庁が決定する。

1. 8月24日（月）～8月28日（金）（5日間）
2. 9月14日（月）～9月18日（金）（5日間）

(実習生の資格要件)

第5 実習生は、教育機関の学生であって、日本国籍を有する者のうち、海洋情報業務に強い関心のある者とする。

(実習生の募集、決定等)

第6 実習の募集・受入については、以下の通りとする。

- (1) 海上保安庁は、インターネット等を通じて実習生を募集する。
- (2) 実習希望者は、海上保安庁 Web サイトより必要書類を入手し、期日までにメールで提出する。
- (3) 海上保安庁は、提出された書類の記載内容を確認し、応募状況等を総合

的に勘案した上で、受入の可否及び実習日程を通知する。

(指導員)

第7 実習生受入場所に指導員を設け、実習生の指導にあたる。

(実習生の服務等)

第8 実習生の服務等の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 実習生は、服務規律の遵守にかかる誓約書(別紙)を海上保安庁に提出しなければならない。
- (2) 実習生は、実習時間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。
- (3) 実習生は、実習時間中、海上保安庁職員が遵守すべき法令等を遵守するとともに、指導員及び実習担当者の指導、指示等に従い、実習期間中は実習に専念し、公務の信用を傷つけ、又は公務員全体の不名誉となるような行為を行ってはならない。
- (4) 実習生が実習を行う時間は、海上保安庁の職員に適用されている勤務時間の例による。
- (5) 実習生は、実習により知り得た情報(公開されているものを除く。)を漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。
- (6) 実習生は、実習の成果等を外部へ発表等する場合には、事前に海上保安庁の実習生受入担当者の承認を得なければならない。
- (7) 実習の欠務は正当な事由がある場合以外はこれを認めないこととする。
なお、実習生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ指導員にその旨連絡しなければならない。やむを得ない場合は、事後速やかに実習生受入担当者にその旨連絡しなければならない。
- (8) 実習生としてふさわしくない行為があったときは、海上保安庁は実習を打ち切ることができるものとする。

(実習の取消し又は中止)

第9 実習受入れの通知後の実習期間前又は実習期間中において、次のいずれかに該当する場合、海上保安庁は実習受入れの承認の取消し又は実習の中止ができるものとする。

- (1) 提出した書類の内容が事実と著しく異なるとき
- (2) 第8に定める内容に反したとき
- (3) 正当な事由がないにもかかわらず実習を欠務したとき

- (4) 実習を受け入れる又は継続することにより、海上保安庁の業務に支障が生じたとき、又は天災その他のやむを得ない理由が生じたため実習の継続が困難になったとき

(実習に係わる費用負担)

第10 実習生の実習のために要する費用の一切は、実習生個人の負担とする。

(実習中の事故等に伴う災害補償)

第11 実習中の事故等に伴う災害補償については、次のとおりとする。

- (1) 実習生は、実習前に傷害保険及び損害賠償保険（以下「保険」という。）に加入しなければならない。
- (2) 実習生が海上保安庁又は第三者に損害を与えた場合は、法令に従って処理し、保険等により補償する。
- (3) 実習期間中の事故により参加者が傷害を負った場合は、実習生の加入する傷害保険により補償する。

(その他)

第12 この要領等に定めのない事項及びこの要領に関して疑義が生じた事項については、海上保安庁、実習生及びその他の関係者が協議して決定するものとする。

海上保安庁海洋情報夏季インターンシップ2026 申請書

	記入例		記入欄	
氏名	海洋 太郎			
氏名（フリガナ）	かいよう たろう			
電話番号	090-XXXX-XXXX			
メールアドレス	xxxxx@△△△.□□□			
所属大学（大学院）	海洋情報部大学/海図大学院			
所属学部・学科名、専攻等	△△学部□□学科/××研究科○○専攻			
実習参加希望理由 （200文字程度）	本インターンシップに参加を希望される理由を200文字程度でご記入ください。			
参加希望時期※（複数選択可）	I 期：8月24(月)～8月28(金)（5日間）	○（参加希望）	I 期：8月24(月)～8月28(金)（5日間）	
	II 期：9月14(月)～9月18(金)（5日間）	×（希望せず）	II 期：9月14(月)～9月18(金)（5日間）	
（任意）要望事項等				

※ I 期、II 期の両方を参加希望していただいた場合でも、実習期間(5日間)は I 期、II 期のいずれかになります。

誓約書

海上保安庁 海洋情報部長 殿

海上保安庁において実習を受けるにあたり、海上保安庁海洋情報部夏季インターンシップ 2026 実習生実施要領を理解し、実習生として以下の事項を遵守することを誓約します。

記

1. 実習期間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めること。
2. 実習期間中は海上保安庁職員が遵守すべき法令、規則等を遵守するとともに、実習生受入担当者及び実習担当者の指導、指示等に従い実習に専念し、公務の信用を傷つけ、又は公務員全体の不名誉となるような行為を行わないこと。
3. 実習活動中に知り得た情報(公開されているものを除く。)の開示については、実習担当者の指示に従うこと。実習終了後においても同様とすること。
4. 実習終了後原則二週間以内に、実習内容に関するレポート（実習内容、学んだこと、気づきや感想等。A 4 判一枚程度）を作成し、これを実習生受入担当者に提出すること。
5. 実習の成果を論文等により外部へ発表する場合には、事前に海上保安庁の実習生受入担当者の承認を受けること。
6. 病気等の理由により予定されていた実習を受けられない場合には、あらかじめ、実習生受入担当者にその旨を連絡すること。やむを得ない場合には、事後速やかに実習生受入担当者にその旨を連絡すること。
7. 実習期間中に海上保安庁又は第三者に生じさせた問題等については、その解決のために誠意をもって対応すること。

年 月 日

氏名



海上保安庁 海洋情報部

夏季インターンシップ2026

海を深く知る、ひと夏。

【実施内容】

- 測量データ解析
- 海図の編集
- 若手職員との懇談
- 成果発表会

【実施期間】

- I期:令和8年8月24日(月)～28日(金)
- II期:令和8年9月14日(月)～18日(金)

【対象】大学生・大学院生 【募集人数】I期II期それぞれ3名程度

【応募方法】採用ホームページ掲載の必要書類をダウンロードし、記入のうえ、下記メールアドレスまで提出

✉ jcg-hkaiyo-recruit@gxb.mlit.go.jp

【応募締切】**7/17(金) 18:00(受信有効)**

※ 7月下旬頃に選考結果をご連絡いたします。

【注意事項】海洋情報部の総合職採用HPに掲載されている実施要領をご確認のうえご応募ください。

お問い合わせ

海上保安庁 海洋情報部 総合職採用担当

☎ 03-3595-3603

✉ jcg-hkaiyo-recruit@gxb.mlit.go.jp



総合職採用HP 海洋情報部HP